

IKC アパートメント(施設利用サービス)利用条項

第1条(サービス)

株式会社伊豆急ケーブルネットワーク(以下「当社」といいます。)は、当社の定める施設利用サービス 利用条項(以下「本利用条項」といいます。)により、申込書の建物の表示欄に記載する建物(以下「本建物」といいます。)の各世帯に対して、放送事業者のテレビジョン放送(NHK総合、NHK静岡総合、NHK静岡Eテレ、だいいちテレビ、あさひテレビ、SBSテレビ、テレビ静岡、TOKYO MX、tvk)の同時再送信サービス、自主放送(いるかチャンネル)(以下総称して「本サービス」といいます。)を提供します。ただし、当社はやむを得ぬ理由によりサービス内容を変更することがあります。

第2条(契約の成立)

本サービスの提供契約(以下「本契約」といいます。)は、本サービスを希望する建物の所有者(以下「申込者」といいます。)が、当社所定の申込書を提出し、当社が承諾したときに成立するものとします。ただし、当社は申込書の提出があった場合でも、次の場合には承諾しないことがあります。なお、本契約の締結をもって過去の契約はすべて失効するものとし、本契約締結後は本契約のみ有効な契約とします。
(1)申込者が本利用条項上要請される施設利用料、引込工事費、宅内工事費およびその他の諸費用(以下併せて「諸料金」といいます。)の支払いを怠るおそれがあると認められる場合
(2)その他申込者が、本利用条項に違反するおそれがあると認められる場合
(3)本サービスを提供するための施設(以下「本施設」といいます。)の構築が困難であると判断される場合

第3条(本契約の有効期間)

本契約の有効期間は、本契約の成立日から1年間とします。ただし、契約期間満了の1ヶ月前までに当社、申込者いずれからも当社所定の方法により何等の意思表示もない場合には、引き続き1年間の期間をもって更新するものとし、以後も同様とします。

第4条(利用料金)

当社と本契約を締結した申込者(以下「利用者」といいます。)は、申込書に記載する施設利用料(以下「利用料金」といいます。)を当社が指定する方法により支払うものとします。
2. 当社が本サービスのすべてを、月のうち継続して10日以上行わなかった場合は、当該月分の利用料金は、前項の規定にかかわらず無料とします。
3. 当社は、社会経済情勢の変化にともない、利用料金の改定をすることがあります。その場合は、当社は利用者等に改定の1ヶ月前までに通知するものとします。
4. 日本放送協会(以下「NHK」といいます。)の受信料(衛星契約を含む)は、利用料金の中に含まれません。本建物に居住する世帯(以下「利用世帯」といいます。)とNHKとの間で手続きを行うものとします。

第5条(諸料金の支払い方法)

利用者は、当社に、申込書に定める引込工事費、宅内工事費に消費税等相当額を加算した額を当社が指定する期日までに、当社が指定する方法により支払うものとします。
2. 利用者は、利用料金について、当月分に消費税等相当額を加算した額を翌月の当社が指定する期日(金融機関の休日の場合は翌営業日)までに、当社が指定する方法により支払うものとします。
3. 利用者は、当社に対し、前2項の諸料金以外に利用者が負担する費用が本契約の各条項により発生した場合、当該費用に消費税等相当額を加算した額を当社が指定する期日までに、当社が指定する方法により支払うものとします。
4. 前各項により、銀行口座への振込による支払いの際の手数料は、利用者の負担とします。

第6条(遅延損害金)

利用者が本利用条項上要請される諸料金の支払いを遅延した場合は、その遅延金額に対し年14.6%(年365日の日割り計算による)の割合による遅延損害金を、支払期日の翌日より完済にいたるまで当社に支払うものとします。

第7条(施設の設置および費用負担)

当社は、本施設のうち、放送センターから保安器までの施設(以下「当社施設」といいます。)を所有し、その設置に要する費用を負担します。ただし、本建物への引込端子以降で自営柱の建設、地下埋設等が必要とする場合は、利用者はその費用を負担するものとします。なお、当社は申込書に定める引込工事費を当社施設の設置費用に充当します。
2. 利用者は本施設のうち、保安器の出力端子以降で、室内テレビ端子(テレビアンテナ、アウトレット、直列ユニット)の出力端子までの施設(以下「利用者施設」といいます。前項ただし書き部分を含む)を所有し、その設置および調整に要する費用を負担するものとします。ただし利用者は、利用者施設の設置を当社以外に行わせる場合は、設置の際の使用機器、工法等については当社の指示に従うものとし、当社の求める資料(竣工図書等)を当社に提出するものとします。
3. 利用者施設の設置工事を当社が行った場合には、当該工事の保証期間は工事完了日より1年間とします。
4. 利用者は、利用者の各種変更の希望により利用者施設および当社施設に工事が生じる場合には、その費用を負担するものとします。

第8条(設置場所の無償使用)

当社は、本施設を設置するために必要最小限において、利用者が所有もしくは占有する敷地、建物、構築物等を利用者の了承の下に無償で使用するものとします。
2. 当社は、本サービスまたは第20条に定めるサービスの提供のために、利用者施設を無償で使用するものとします。

第9条(便宜の供与)

利用者は、当社または当社の指定する業者が本サービスまたは第20条に定めるサービスを提供するための本施設の検査、修復等を行うために、利用者の敷地、建物、構築物等の出入りおよび使用について協力を求めた場合はこれに便宜を供するものとします。

第10条(調査および故障)

当社または当社の指定する業者は、利用者から本施設に異常がある旨申し出があった場合はすみやかにこれを調査し、必要な措置を講じます。ただし、利用世帯のテレビ、ステレオ等に起因する受信異常については、この限りではありません。
2. 前項において、その原因が不測の事故や自然災害あるいは施設の老朽化等の場合を含め修復を必要とする際の費用は、その必要箇所により第7条第1項、第2項規定の施設の所有者がそれぞれ負担するものとします。
3. 利用者は、利用者あるいは利用世帯の故意または過失により本施設に故障が生じた場合には、その修復に要する費用を負担するものとします。ただし、当社の故意または過失による場合はこの限りではありません。

第11条(利用者の協力)

当社は、本施設の保守、点検などによる維持管理の必要上、本建物の利用世帯内の室内テレビ端子での受信状態、信号等を確認するために、利用世帯に対し当該確認の実施にかかる案内の配付と戸別訪問をすることができるとし、当社は事前に了承を得た利用世帯に対して当該確認を実施することができるものとします。また、利用者は、当社の要請に基づき、当該確認の実施に対し協力をするとし、本建物の管理運営等に関わる第三者に対しても、協力要請を行うものとします。
2. 当社は、当社のサービスの内容および本建物に設置されている施設等について、必要に応じて利用世帯に説明等を行うことができるものとします。また、利用者は、当社の要請に基づき、当該説明等に対し協力をするとし、

第12条(責任事項)

利用者は、当社施設の維持管理の必要上、当社のサービス提供が一時的に停止することがあることを承諾するものとします。

第13条(再委託)

利用者は、当社が本契約により利用者および利用世帯に対し提供する業務を第三者に再委託することがあることを予め承るものとします。

第14条(サービス提供の停止による損害の賠償)

当社は、次の場合のサービス提供の停止に基づく損害の賠償責任を負わないものとします。
(1)天災、地変
(2)本施設の保守上または工事にやむを得ない場合
(3)その他当社の責に帰することのできない事由

第15条(利用世帯の名称、および連絡先の提出)

利用者は当社に、当社が本施設の維持管理のため連絡を必要とする場合には利用世帯の名称および連絡先を提出するものとします。
2. 当社は、前項の利用世帯に関する個人情報について、当社が定める「個人情報保護方針」および「個人情報の取り扱いについて」に基づいて適正に取り扱うものとします。

第16条(名義変更)

利用者は、契約名義を変更することはできません。ただし、以下のいずれかに該当し、当社が特に変更を認める場合はこの限りではありません。
(1)利用者の改称
(2)承継
(3)譲渡
2. 前項第2号または第3号の場合は、新契約者が旧契約者の未払い金の支払いについて承諾した場合作るものとします。
3. 前2項の規定により契約名義を変更しようとする利用者は、当社所定の書類に必要事項を記入し、名義変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
4. 前各項の名義変更により、契約を承継する者は、利用者が負う一切の義務を承継するものとします。
5. 本条の規定により、名義変更を行ったことにより利用者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。

第17条(解約)

利用者は、本契約を解約しようとする場合には、解約を希望する日の1ヶ月前までに文書により当社にその旨を申し出るものとします。
2. 前項による解約の場合、利用者は、利用料金を、当該解約の日の属する月の分まで支払うものとし、日割り計算による精算はいたしません。
3. 第1項による解約の場合、当社は、引込端子以降の当社施設を撤去し、撤去に関わる費用は利用者が負担するものとします。なお、撤去に伴い、利用者が所有もしくは占有する敷地、建物、構築物等の復旧を要する場合、利用者はその復旧費用を負担するものとします。

第18条(契約の解除)

利用者は、本契約に違反する行為があった場合には、当社は、あらかじめ期間を定めた改善の催告の上、または違反行為をした者の都合により催告が到達しない場合は通知催告なしに、本契約を解除することができるものとします。
2. 前項については、前条第2項の規定を準用するものとします。
3. 電力・電話の無電柱化等、利用者、当社いずれの責にも帰することのできない事由により当社施設の変更を余儀なくされ、かつ当社施設の代替構築が困難な場合、当社は利用者にあらかじめ理由を説明した上で、本契約を解除できるものとします。
4. 前条の解約または本条の契約の解除により、利用世帯が当社のサービスを受けられなくなった場合、その責は利用者が負うものとし当社は関与しないものとします。

第19条(本サービスの廃止)

当社は、当社の都合により本サービスを廃止する場合があります。この場合、本契約は廃止と同時に終了するものとし、当該廃止の日をもって本サービスの利用終了日とします。
2. 当社は、前項の場合には、利用者に対し本サービスを廃止する日の3ヶ月前までに、当社の定める方法により本サービスを廃止する旨を通知します。

第20条(追加契約)

本サービス以外の当社の行うサービスの提供契約については、ケーブルテレビジョンサービス契約約款またはケーブルインターネットサービス契約約款等に基づき、利用世帯と当社との間で別途個別に締結を行います。なお、建物の設備状況等によっては一部サービスがご利用いただけない場合があります。
2. 前項以外の当社を経由して第三者の行うサービスの提供契約については、当該サービスにかかわる契約約款等に基づき、利用世帯と当社との間で別途個別に締結を行います。なお、利用世帯とサービスを提供する第三者との間で直接契約を締結していただく場合もあります。

第21条(国内法への準拠)

本利用条項は日本国内法に準拠するものとし、本契約により生じる一切の紛争等については熱海簡易裁判所または静岡地方裁判所を管轄裁判所とします。

第22条(定めた事項)

本利用条項に定めなき事項が生じた場合は、利用者、当社は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

附則

(1)当社は、特に必要があるときには、本契約に特約を付することができるものとします。
(2)監督官庁の指導により、本契約を変更する場合があります。
(3)激変緩和措置によるテレビ東京の同時再送信サービスは、2017年3月31までの期間限定放送となります。放送局と協議により、放送期間を延長する場合があります。放送期間を延長する場合には当社ホームページにて周知するものとします。
(4)消費税等相当額の算定基準となる消費税率は、本利用条項の各条項により負担する諸料金が発生する日の属する月のものが適用されるものとします。
(5)本利用条項は、2015年5月1日より施行します。

特約事項

利用者が建物の所有者となった場合において、本建物に管理組合が設立されるときは、利用者は管理組合に対し本契約の権利義務の一切を管理組合に承継するものとします。